

改正

令和4年8月1日告示第79号

令和4年10月20日告示第94号

令和5年3月29日告示第25号

令和5年6月29日告示第62号

令和6年9月13日告示第78号

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力向上を図り、家具の転倒等による被害の軽減並びに地震による住宅の出火及び延焼を居住者等自らが防止するため、町内において自ら居住する住宅（以下「自宅」という。）の家具の転倒等を防止するための対策（以下「家具転倒防止対策」という。）又は感震ブレーカーを購入し、及び設置するための対策を講じる者に対して、予算の範囲内において愛南町家具転倒防止等対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者（事業所を除く。）であって、本人及び同一世帯員が町税等を滞納していないもの
- (2) 行政区（愛南町行政区に関する規則（平成18年愛南町規則第7号）別表に定める区域をいう。）の代表者であって、次条の補助対象経費を行政区の会計により立替払したもの

2 補助金の交付は、第4条に規定する対策器具等の区分ごとにそれぞれ1世帯につき当該年度に1回を限度とする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、補助対象者（第1項第2号に該当する者を除く。）の自宅に居住する他の世帯に属する者は、補助金の申請をすることができない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の自宅の家具の

転倒等を防止するための器具、ガラス飛散防止フィルム、感震ブレーカー（地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等地震発生時若しくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器（それを内蔵する機器を含む。）をいう。）等（以下「対策器具等」という。）の購入及び設置に要する費用とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は補助対象経費の実費額とし、次の各号に掲げる対策器具等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- （1） 感震ブレーカー 1万5,000円
- （2） その他の対策器具等 これらの総額に対し1万5,000円

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止対策の実施後又は感震ブレーカーの購入及び設置後速やかに次に掲げる申請書類に領収書等の必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2） 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）（第2条第1項第1号に該当する申請者のみ）
- （3） 同意書（様式第3号）（第2条第1項第2号に該当する申請者のみ）
- （4） 愛南町家具転倒防止等対策器具等購入一覧表（様式第4号）（第2条第1項第2号に該当する申請者のみ）

（補助金交付決定及び交付）

第6条 町長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書（様式第5号）により速やかに申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請却下決定通知書（様式第6号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交

付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消すときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月1日告示第79号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年10月20日告示第94号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定によりなされた申請、処分等については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月29日告示第25号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和6年9月13日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(令和6年度補助対象者に係る特例)

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに改正前の愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定により補助金の申請を行った者であって当該補助金の交付を受けた者は、令和6年度中に限り、改正後の愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱の規定により、新たに補助金の交付を受けることができるものとする。

様式第1号(第5条関係)
様式第1号(第5条関係)

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

愛南町長 様

申請者

住 所
氏 名
電話番号

印

家具転倒防止等対策品を購入したいので、愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

- 1 補助金交付申請額及び請求額 金 円
- 2 家具転倒防止等対策の概要

購入予定金額	円
対策器具等の名称	1 突っ張り棒 2 L字金具 3 ガラス飛散防止 フ イ ル ム 4 そ の 他 ()
感震プレーカーの種類	1 分電盤タイプ(内蔵型) 2 分電盤タイプ(後付型) 3 コンセントタイプ 4 簡易タイプ
家屋の種類	1 持家 2 借家 3 アパート 4 町営住宅 5 その他()
家主等の承諾 (借家又はアパートの場合のみ)	対策器具等の設置について承諾します。 年 月 日 所有者又は管理者 氏名 印

3 補助の条件

借家、町営住宅等の明渡しの際には、対策器具等及びそれに付属する物の取外しは申請者の負担において行い、原状に復す等の対応を執ること。

4 口座振込先

振込先金融機関		銀行 農協			支店 支店
貯金 種別	普通・当座	口座 番号	口座 名義	フリガナ	

5 添付書類

- (1) 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号)※申請者本人が申請する場合のみ
- (2) 同意書(様式第3号)※行政区の代表者が申請する場合のみ
- (3) 愛南町家具転倒防止等対策器具等購入一覧表(様式第4号)※行政区の代表者が申請する場合のみ
- (4) 購入した対策器具等の経費内訳が確認できる領収書(写)
- (5) 対策器具等の写真

様式第2号(第5条関係)
 様式第2号(第5条関係)

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

住 所
 氏 名
 電話番号

印

※自署の場合は、押印不要

愛南町家具転倒防止等対策費補助金の交付申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。

なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

.....以下愛南町記入欄.....

担当部署名	項目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
	軽自動車税	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	町営浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者及びその世帯員全員とする。
 申請者が地区の代表者の場合は、様式第3号を添付すること。

様式第3号(第5条関係)
様式第3号(第5条関係)

同意書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
氏名 印

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請に当たり、担当部署において納税等の状況について調査することに下記の者の同意を得ているので提出します。

記

	住 所	氏 名	同意印
1			印
2			印
3			印
4			印
5			印
6			印
7			印
8			印
9			印
10			印
11			印
12			印
13			印
14			印
15			印

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者及びその世帯員全員とする。

様式第4号(第5条関係)
様式第4号(第5条関係)

愛南町家具転倒防止等対策器具等購入一覧表

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請に当たり、下記のとおり購入したので提出
します。

記

	住 所	氏 名	購入金額	補助金額
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
	購入者 名	金額合計	円	円

様式第5号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで交付申請のあった愛南町家具転倒防止等対策費補助金について、下記のとおり決定するので、愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第6号(第6条関係)
様式第6号(第6条関係)

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請却下決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで交付申請のあった愛南町家具転倒防止等対策費補助金について、下記の理由により却下するので、愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由